

# 新規就農者支援事業のご案内

## 【定年帰農者等激励事業】

村では、農業の担い手を確保し地域農業の振興を図るため、令和4年度より新規就農者が行う事業に対し予算の範囲内で補助金の交付をいたします。

### ★支援メニュー

○定年帰農等をした方（50歳以上69歳以下の方）の営農を支援します。



事業の区分	補助金の内容			
	対象者	対象年齢	補助金（激励金額）	回数
新規就農者激励	村外から転入して2年以内の方（Iターン就農者）	50歳以上59歳以下	30万円	1回限り
		60歳以上69歳以下	15万円	
	上記以外の方	50歳以上59歳以下	20万円	
		60歳以上69歳以下	10万円	
新規就農者設備投資等導入		50歳以上69歳以下	農業用機械又は農業施設を取得するための経費、修繕費用、農業に関する研修費用等の2分の1以内（事業費限度額50万円）。	1回限り

### ★交付の要件

○次のすべての要件をすべて満たす方に対し、予算の範囲で補助金の交付を行います。

- ①村内に住所（住民登録）を有する方。
- ②承認申請時において、農業に従事して2年以内かつ50歳以上69歳以下の方。
- ③農業等に係る一定の研修を修了した方（見込みを含む）で、補助金受給後3年以上、村内で営農の継続が見込まれる方。  
但し、自家消費に供するためだけの農業従事は補助交付対象者とはなりません。
- ④定年退職等の後に主として農業に従事し、かつ人・農地プランに位置付けた農家及び農地にて営農する見込みのある方。
- ⑤村税等に滞納がない方。



### ★その他

○補助金の申請にあたっては、本事業の対象となるか確認を取る必要がありますので必ず役場観光産業課農林係にて事前相談を受けてください。

○事前相談の結果、補助対象者の該当となりましたら必要な書類の用意をお願いするようになります。